

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和5年4月21日から同年8月21日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び宇部市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年4月21日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ミスターマックス宇部ショッピングセンター

所在地 宇部市大字東岐波1413の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
ハイパーモールメルクス宇部	ミスターマックス宇部ショッピングセンター	令和5年3月1日

4 届出年月日

令和5年4月11日